

利息制限法等の改正に伴う A T Mご利用手数料に関するお知らせ

平成22年6月18日より、利息制限法等の改正()にともない、当組合の「総合口座貸越取引」または「カードローン取引」をご利用のお客様が、当組合以外の提携金融機関のA T Mをご利用される場合のA T M利用手数料について、下記のとおりと致します。

利息制限法施行令第2条および出資法施行令第2条(平成19年11月公布)により、C D・A T Mを利用したお借入れまたはご返済の際に、お客様にご負担いただくA T M利用手数料(消費税込み)について、お借入れまたはご返済の金額が、1万円以下の場合は「105円」、1万円超の場合は「210円」を超える額は、利息と見なされることが定められたものです。

当組合のキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客様へ

1. 提携金融機関A T Mでのご利用手数料

当組合の「総合口座貸越取引」または「カードローン取引」をご利用の場合

お借入れまたはご返済金額	A T M利用手数料(消費税込み)
1万円以下	105円
1万円超	210円

ただし、A T M利用手数料が105円となる時間帯(平日の8:45~18:00等)は、ご利用金額に関わらず手数料は105円となります。

2. ご留意事項

A T M画面や利用明細票に記載される手数料金額が、実際にお客様にご負担いただく金額と異なる(お客様にご負担いただく金額が少なくなる)場合がございます。

これは、利息制限法等の制限を超過した分を当組合が負担しているためですので、あらかじめご了承下さい。

この場合、A T M利用明細票の残高欄には、実際にお客様からご負担いただく手数料を引落した後の残高が記載され、また、お客様の通帳には、実際にご負担いただいた手数料が正しく表示されます。

なお、ゆうちょ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行のA T Mをご利用の場合は、利用明細票に記載される利用手数料は、実際にご負担いただく手数料が表示されます。

普通預金等の預金のお引出し・お預け入れの場合の利用手数料につきましては、変更ございません。

当組合A T Mで提携金融機関のキャッシュカード等をご利用のお客様へ

提携金融機関のご都合により、お取引内容によってはA T M利用手数料が異なる場合や、ご利用明細票に記載されるA T M利用手数料金額が、実際にお客様にご負担いただく金額と異なる場合があるほか、ご利用いただくことができない場合もございます。

この場合は、口座をお持ちの提携金融機関にお問合せください。

以上

ご不明の点につきましては、お気軽に最寄りの窓口までお問い合わせください。

平成22年6月